

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新居浜市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法及びその他関係法令に基づき、給与、報酬・料金等を支払う際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務等である。また、復興特別所得税においても併せて徴収及び納付している。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 ・所得税法による給与、報酬・料金等に係る源泉徴収票及び支払調書の作成、税務署への提出、支払いを受ける者への交付等に関する事務 ・給与支払報告書の関係市区町村への提出等に関する事務
③システムの名称	・人事給与システム ・Excel
2. 特定個人情報ファイル名	
法定調書作成対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部人事課
②所属長の役職名	人事課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部 人事課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	取得したマイナンバー情報は複数人で確認し、入力不備がないようにしています。マイナンバー情報が記載されている書類等については、施錠できる場所へ保管し、紛失・漏洩がないように努めています。また、職員研修を実施することにより、特定個人情報の取扱いの意識向上に努めています。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	取得した特定個人情報は業務に必要な職員のみ扱えるようにアクセス権限を付与し、不要な職員には権限は制限して情報を不正に利用できないようにしています。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認できるようにしています。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	岡田 公央	神野 賢二	事後	
平成28年4月1日	II-1, 2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	神野 賢二	人事課長	事後	様式変更による。
令和2年3月12日	II 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	令和2年3月12日 時点	事後	
令和2年3月12日	II 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	令和2年3月12日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 1. 対象人数	令和2年3月12日 時点	令和5年3月12日 時点	事後	
令和5年3月1日	II 2. 取扱者数	令和2年3月12日 時点	令和5年3月12日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 1. ③システムの名称	・人事給与システム ・財務会計システム ・Excel	・人事給与システム ・Excel	事後	財務会計システム不使用による
令和7年3月28日	I 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条の第4項	事後	
令和7年3月28日	II 1. 対象人数	令和5年3月12日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 2. 取扱者数	令和5年3月12日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年3月28日	II 8 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った	事後	
令和7年3月28日	II 9 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和7年3月28日	II 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による
令和7年3月28日	II 11 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った	事後	様式変更による